

前橋市道路構造条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(交通安全施設)</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げるものを設けるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>自動運行補助施設</u></p> <p>(3)～(10) 省略</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第43条 省略</p> <p>(歩行者利便増進道路)</p> <p>第44条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、前橋市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成25年前橋市条例第5号)で定める基準に適合する構造とするものとする。</u></p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げるものを設けるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第43条 省略</p>